

学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程

規程番号 規一教一 1

制定 昭和 41 年 4 月 1 日

改定 令和 3 年 3 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校における試験・学業成績の評価・進級及び卒業の認定について定める。

(単位数)

第 2 条 単位数は、次のとおりとする。

- (1) 学修単位Ⅰ 1 単位は 30 単位時間の授業を行う。
- (2) 学修単位Ⅱ 1 単位を 45 時間の学修を必要とする内容とし、15 単位時間の授業を行う。
- (3) 学修単位Ⅲ 1 単位を 45 時間の学修を必要とする内容とし、30 単位時間の授業を行う。

なお、50 分の授業は 1 単位時間、90 分の授業は 2 単位時間として扱う。

1～3 学年の授業科目の単位数は学修単位Ⅰを適用。4～5 学年の授業科目の単位数は学修単位Ⅰ、学修単位Ⅱ及び学修単位Ⅲで構成する。

(試験)

第 3 条 試験は、定期試験、中間試験及び必要に応じて随時、臨時試験を行うものとする。

- 2 定期試験及び中間試験は、期日を定めて実施するものとし、試験の開始 10 日前までに、試験科目及び時間表を学生に発表する。

(追試験)

第 4 条 定期試験及び中間試験を病気・忌引などその他やむを得ない理由で受験できなかった学生に対しては、教務主事が認めた場合、追試験を行うことができる。

- 2 追試験の成績は、原則 80 点満点で評価する。
- 3 感染症による出席停止の場合は、100 点満点で評価する。

(不正行為等の対応)

第 5 条 故意に試験を忌避したと認められた者は、当該試験の成績を 0 点とする。

- 2 試験中、不正行為を行った者は、当該試験期間中の全科目の試験成績を 0 点とする。

(学業成績の評価)

第 6 条 年間欠課時数が年間授業総時間の 1/3 を超えない科目を「履修科目」とし、「評価」を行う。1/3 を超える科目は「不履修科目」とし、評価は行わない。

- 2 学業成績の評価は、授業科目ごとに、試験成績及び平素の成績をシラバスに記載された評価基準に基づき、総合して行う。
- 3 試験成績は、定期試験、中間試験、臨時試験により評価するものとする。
- 4 平素の成績は、学習態度が良好なことを前提としてレポート及び演習等を総合して評価するものとする。
- 5 学年成績の評価は、各学期末の学業成績を総合して行う。ただし、前期のみ又は後期のみで修了する科目については、学期末の学業成績を学年成績とする。
- 6 科目担当教員は、必要に応じてレポート及び演習等の成績を試験成績に代えることができる。
- 7 科目担当教員が2人以上のときの学業成績は、当該担当教員が協議してその評価を行う。
- 8 学業成績は100点法により評価し、60点以上の科目は単位の「修得」を認定する。評価が60点未満は「未修得」となる。
- 9 卒業研究の評価は、優、良、可及び不可の区別で行う。
- 10 学外実習を修得した場合の評価は、認定となる。
- 11 学業成績の優、良、可及び不可の評語の区分は次のとおりとする。

学業成績	評語
80点～100点	優
70点～79点	良
60点～69点	可
0点～59点	不可

(進級及び卒業の認定)

第7条 進級認定会議及び卒業認定会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事、副主事(教育)
- (3) 学科長
- (4) 審議する学年の学級担任及び科目担当教員

2 進級及び卒業の認定は、それぞれ進級認定会議及び卒業認定会議の審議を経て校長がこれを決定する。

3 次に定める(1)のすべて又は(2)に該当する者は、進級認定会議の審議を経て、進級を認められる。

- (1) ア 当該学年で修得すべき科目に不履修科目がないこと。
 イ 学業成績の平均点が60点以上であること。
 ウ 累計不足科目が第3学年までは3科目以内、第4学年は5科目以内であること。(累計不足科目とは、当該学年までに修得すべき科目数と修得科目数との差である。)
 エ 未修得科目に30点未満の科目がないこと。
 オ 卒業研究で、他の科目の30点未満に相当する評価がないこと。
 カ 特別活動(学校行事を含む。)の履修状況が良好であること。
- (2) 進級認定会議において適当と認められた者。

- 4 次に定める(1)と(2)のすべての項目に該当する者は、卒業認定会議を経て、卒業を認められる。
- (1) 必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 総修得単位数が167単位以上で、一般科目の修得単位数が81単位、専門科目の修得単位数が86単位以上であること。

(未修得科目を有する者の対応)

第8条 進級が認められた者のうち未修得科目を有する者は、次年度本人の申請により、所定の手続きを経て「再評価」を受けることができる。なお、前期で修了する必修科目については、以下の通りである。

- (1) 30点以上の科目は、その年度内に再評価を受けることができる。
 - (2) 30点未満の科目は、その年度内に59点を上限とする特別再評価を受けることができる場合がある。
- 2 第5学年で未修得科目を有する者のうち、第7条第3項の第4学年の規定に該当する者は、年度内の指定する日までに再評価を受けることができる。
- 3 再評価は、原則として「不可」の評価をした科目担当教員若しくは同一科目の後任担当教員が、試験やレポートによって行う。
- 4 再評価の結果は、学期末の定期試験の成績提出時に提出する。再評価の結果、修得が認定される科目の評価は60点とする。

(進級又は卒業を認定されない者の対応)

第9条 進級又は卒業を認定されない者は原級に留置する。

- 2 原級留置者は、当該学年の全科目を再履修・修得しなければならない。ただし、第4学年と第5学年の原級留置者は、前年度の評価が75点以上の科目、優の評価の卒業研究及び認定の評価の学外実習については、年度当初の本人の申請により再履修・修得が免除される。
- 3 教育課程が変更された場合、シラバス等を精査することで新・旧科目を読み替えることができる。
- 4 休学による場合のほか、連続して2回原級にとどまることはできない。
- 5 休学した場合は、原則としてその年度の進級を認めない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て校務運営会議で定める。

附則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

(略)

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。